

河内川ダム建設の無駄と無謀 その②③

河内川ダム建設工事に係る

関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 8

（小浜市） 松本 浩

関西電力の第三者委員会の調査発表を受けて、関西電力が公表した「役員報酬カット分の補填(ほてん)約 2億6000万円」の原資も、福井県が施工した河内川ダム建設工事の不正支出金である疑いがある。

2020年3月14日、関西電力の金品受領問題を調査した第三者委員会の報告書が公表された。

注目した報告書の調査内容の一つは、「過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填(ほてん)については、岩根氏が社長に就任するよりも前の2015年に、森氏(当時会長)と八木氏(当時社長)の二人が話し合った結果、東日本大震災後に大幅な赤字を出し経営難に陥っていた際の役員報酬カット分について、業績回復後、かつ、役員退任後に一定の報酬を支払うことにより補填するとの方針を決定したことが認められる」(172頁)との記述であった。

その二日後の3月16日、関西電力は右報告書に欠落していた補填の額や人数について、報告書を補うかのようにやや具体的な内容を公表した。

報道によると、「関西電力は16日、元会長ら計18人に対し、東日本大震災後の赤字で最大7割カットした役員報酬のうち約2億6千万円を退任後の2016年7月から19年10月にかけて補填していたことを明らかにした。方針は15年に当時の森詳介会長と八木誠社長が決めていた。」(2020年3月17日付「中日新聞」より)という。

右報告書も関電発表も共に、「補填」の方針を決めた2015年の具体的な時期を明示していないが、この年、森会長と八木社長をしてかくも横着極まりない方針を決定せしめた如何なる条件や動機が生起していたのか。

福井県施工の河内川ダム建設工事の違法契約、不正支出の中から2015年を中心に調べ直してみたところ、次のような事実が浮かび上がってきた。

2015年8月4日、河内川ダム建設工事に係る関西電力の熊川発電所補償問題についての奇怪な「調査工事補償契約書」が締結されている。

契約の当事者は、関西電力(京都電力部 斎藤真一部長)と福井県(河内川ダム建設事務所 上山正昭所長)である。

以下、本件「調査工事補償契約」に係る経過の概略を列記して第三者委員会報告の当該事件の背景事情を明らかにしたい。

① 2014年8月18日 「移転補償工事に伴う調査設計業務の実施について(依頼)」(河建第368号)が作成された。

宛て先は、関西電力株式会社 京都支店 山元康裕支店長

差出人は、河内川ダム建設事務所 藤田武治所長

要旨:「平成24年6月29日付覚書第2条第一項に基づき、移転補償工事に伴う調査設計業務を依頼します」※

※「覚書」第2条1 発電所導水路等の移設 甲(関西電力)は、ダム事業に伴い影響を受ける発電所の設備等(取水設備及び導水路等)を移設するものとし、乙(福井県)はこの機能回復に要する費用を金銭に

より負担する。

〈問題点〉本件覚書の「取水設備の移設」とは発電導水路分流施設工事のことであり、同工事は福井県が施工するダム本体の「取水放流設備工」の一構成部分であるから関西電力が施工することばおよそあり得ない。

しかし、福井県が施工する発電導水路分流施設工は、取水口がダム底に水没する熊川発電所からすれば、それは発電所の新たな取水施設ともなることから、発電導水路分流施設工事に紛らわしい取水設備移設工の名称を被せて架空の工事を出し、工事代金の二重支出が謀られたのである。

なお、本件犯罪の実施に当たっては、ダム本体とは切り離されて施工された「取水放流設備工」に本来含まれるべき「発電導水路分流施設工」を、わざわざ「ダム本体工」（堤体工）に紛れ込ませて隠蔽している。

本件「覚書」は、以後「原覚書」と権威付けされて河内川ダム建設に係る熊川発電所補償のあらゆる協議、交渉の場面で福井県を呪縛する。

② 2015年5月25日 移設調査工事補償金の見積書提出（京支発第373号）

宛て先は、河内川ダム建設事務所長

差出人は、関西電力株式会社 京都支店 支店長 山元康裕

要旨：「ご依頼のありました、熊川発電所導水路付替に伴う地形地質調査に係る工事補償見積書を別紙のとおり提出します」

別紙見積書：工事補償金見積書 実工事費 29,904,930円

〈問題点〉委託業務の公募入札がない。特定発注予定業者（関西電力）からいきなり発注者（福井県）に見積書が提出された。通常の業務委託ではあり得ない。

③ 2015年7月2日 熊川発電所導水路移設調査工事補償の執行伺い

概要：「検査職員に次長 田中正明を指定してよろしいか」

「執行伺（設計）額：29,904,930円」

〈問題点〉発注予定業者（関西電力）の見積額をそのまま工事発注額として業務委託する伺書が提出され決済されている。通常の業務

委託ではあり得ない。

④ 2015年8月4日 「調査工事補償契約書」締結。

甲 関西電力株式会社 京都電力部 電力部長 斎藤真一

乙 河内川ダム建設事務所 所長 上山正昭
「平成24年6月29日付けで締結した覚書に基づいて契約を締結する」

第1条 調査場所及び内容は別添、設計図書のとおりとする。

第2条 調査工事は甲（関電）が実施する（～平成30年2月29日完成）。

第3条 調査工事に要する費用の概算額は総額金 29,904,930円也とし、乙（福井県）はその70%相当額金 20,933,000円也をこの契約締結後、甲の請求により前払いするものとする。

第4条 甲は…… 前払い金を受領した後、速やかに調査工事に着手する……

〈問題点〉第1条の「別添設計図書」が添付されていない。

⑤ 2015年8月6日 甲より乙に補償費（前払金 20,933,000円也）の請求書が提出された。

〈問題点〉関西電力の請求書に日付がない。

⑥ 2015年8月20日 支出命令書。乙から甲に補償費の 20,933,000円也が前払いされた。振込先は関西電力京都電力部である。

⑦ 2015年9月30日 伐採及び伐採後の造林の届出書（京支電発第703号）

届出人：関西電力（株）京都電力部 電力部長 斎藤真一

届出先：若狭町長

伐採地：三方上中郡若狭町熊川71号
清水平4番2 5番1 7番5

伐採樹：杉・広葉樹 14本

〈問題点〉届出に義務づけられている権原者（地主）との連名届出になっておらず、伐採後に義務づけられている報告書も提出されていない。地主3名の同意を得ていないか。

⑧ 2015年10月14日 補償工事に関する協議（河内川ダム建設事務所2階）

相手方：関西電力(株) 京都電力部より4名。
事務所：田中次長ら4名。
(協議記録に、関電とダム事務所の次のやり取りが記録されている)

関電：発電導水路分流施設の施工にあたり、掘削土の処分のため土捨場を利用させてほしい。

河ダ：ダム関連工事で使用している土捨て場を利用して問題ない。

関電：精算時期について、ボーリング調査が終了した時点で目処がつく。

河ダ：金額が決定し次第教えていただきたい。

関電：関総テクノスとの契約であり、見積りの変更等に少々時間を要する。・・・測量設計業務にあたり、伐採を検討している。若狭町産業課へ確認したところ、届出を提出する必要があるとのことであったが、必要か。

河ダ：若狭町産業課の方針に従ってほしい。

〈問題点〉関西電力と関総テクノスとの契約書が福井県に提出されていない。

⑨ 2016年3月25日 「工事完了届」(京支電発第1944号)

要旨：平成26年8月18日付「河建第368号」でご依頼のありました、熊川発電所付替水路工事に係る調査工事につきましては、下記のとおり完了しましたのでお届けします。

記 工事完了日 平成28年3月25日

〈問題点〉「工事完了届」に工事写真や報告書が添付されていない。

⑩ 2016年3月31日 調査工事補償金契約書第3条に伴う契約金額の変更について(京支電発第1943号)

宛て先は、河内川ダム建設事務所長
差出人は、関西電力株式会社 京都電力部 電力部長 齋藤真一

要旨：「ご依頼のありました熊川発電所導水路付替工事に係る調査工事が完了し、工事補償金額が確定しましたので、下記のとおり契約金額の変更を通知いたします。」

記 清算額 工事補償金確定額

23, 826, 950 円
工事補償金既受取額

20, 933, 000 円
工事補償金請求額

2, 893, 950 円

〈問題点〉「委託金額の変更」が、受注業者から発注者へ「通知」されている。「京支電発第1943号」が「同第1944号」の後に発せられた。

⑪ 2016年3月31日 甲(関西電力)より乙(福井県)に清算金(2, 893, 950円)の請求書が提出された。

⑫ 2016年3月31日 検査調書

検査職員次長 田中正明 検査意見 合格
検査立会者 (空欄)

宛て先：契約担当者 福井県知事 西川一誠様

〈問題点〉調書宛先の契約担当者が「福井県知事 西川一誠様」となっている。

⑬ 2016年4月22日 乙より甲に精算金(2, 893, 950円)支払い

上記のとおり、関西電力の森会長と八木社長が話し合って、「東日本大震災後に大幅な赤字を出した際の役員報酬カット分について、業績回復後、かつ、役員退任後に一定の報酬を支払うことにより補填するとの方針を決定した」2015年の8月20日、福井県は関西電力に架空工事の補償20, 933, 000円を支払い、翌年2016年4月22日には同架空工事の補償残2, 893, 950円を支払った。

この時点で、関西電力幹部と福井県知事の間では右補填の方針が合意されたと見てよい。両者の間に介在して関西電力に自らの力を誇示したのは、西川知事の弱点を握った高浜町元助役の森山栄治氏であろうことは想像に難くない。

かくして、福井県は「熊川発電所の補償に関する覚書」に基づいて「取水設備の移設工」に係る発電所補償金を関西電力(株)に支払った(詳細は次号)。

・2015年8月20日	20,933,000円	移設調査工事補償
・2016年4月22日	2,893,950円	移設調査工事補償
・2016年当初予算	11,000,000円	発電所補償
・2017年12月18日	54,000,000円	取水設備工
・2017年12月18日	36,000,000円	取水設備工
・2018年3月16日	5,000,000円	発電所補償
・2019年1月18日	32,000,000円	取水設備工
・2019年4月22日	48,000,000円	取水設備工
・2019年7月10日	49,912,800円	取水放流設備据付工
合計	259,739,750円	

(次号に続く)

